

東部地域の住宅宅地再建支援制度の開始について

平成24年6月4日
復興事業局

1. 制度概要

- ・平成24年2月に公表した東部地域の住宅宅地再建支援制度について、その種別ごとに3つに区分し、それぞれ制度要綱を定め、支援事業を行う。
- ・移転対象地区（災害危険区域）の支援制度については、集団移転及び単独移転に共通の内容・手続きとなることから、一つの制度要綱にまとめる。
（借地料免除に関しては別途、課題を整理しながら要綱を作成中）
- ・既に移転や工事を行ったものについても、遡って適用する。
- ・移転対象地区（災害危険区域）以外の区域のうち、浸水が予測される地域における支援制度については、10年間の時限措置とする。

1) 移転対象地区（災害危険区域）における支援制度

○単独での移転に関する住宅再建の支援（集団移転に関する支援と併合）

制度名：「仙台市東部地域災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付事業」・・・別紙1

- ①引越し費用などに対する助成
- ②移転再建資金の借入利子相当額に対する助成

※本制度については、国制度の拡充に伴い、移転先を市内に限定せず、市外への移転も助成の対象とすることとした。

2) 移転対象地区（災害危険区域）以外の区域のうち、浸水が予測される地域における支援制度

○より安全な地域への移転に関する住宅再建の支援

制度名：「仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業」・・・別紙2

- ①引越し費用などに対する助成
- ②移転再建資金の借入利子相当額に対する助成

○現地再建による宅地防災対策の支援

制度名：「仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業」・・・別紙3

- ①現地での住宅再建のための盛土、または基礎のかさ上げ等の工事に要する費用に対する助成

2. 受付開始日

- ・平成24年6月5日（火）から

3. 事業費

- ・移転対象地区からの単独移転 約 650百万円
- ・移転対象地区以外の浸水区域からの移転 約2,548百万円
- ・移転対象地区以外の浸水区域における盛土等 約3,917百万円

※財源については、復興交付金の第二次申請において、効果促進事業として採択されなかったことから、当面は本市の復興基金によるものとし、今後、同様の支援制度を検討している他の市町とも相談しながら、次回の復興交付金の申請における対応を検討する。

4. 公表等の予定

- ・6月4日 震災復興推進本部会議
市長記者会見
全議員に投げ込み
- ・6月5日 対象者に制度案内を郵送